

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

・当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に積極的に取り組んでいます。また、後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

- ・一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

※一般処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。